

ストップ、滞納!!納税は納期限内に

●問合せ先 収納課収納係 ☎72-2111内線132・133

市民の皆さんより納付していただいた市税は、教育・福祉・生活環境・道路整備など、安全で快適なまちづくりを進めるための貴重な財源です。納税は国民の義務であり、本来自主的に納付していただくものです。滞納が発生すると、納期限内に納めていただいている方との公平性が損なわれるだけでなく、貴重な税金から滞納整理に関する本来必要のない経費(督促状や催告書などの印刷・送付費用など)を支出しなければなりません。

市では、滞納している人に対し、督促状や催告書などにより再三、納付のお願いをしています。納付していただけない場合は、延滞金の加算はもとより差押えなどの滞納処分を実施します。市民の皆さんに充実したサービスを提供するためにも、納期限内の納付にご協力ください。納付が困難な場合には、一刻も早く相談してください。

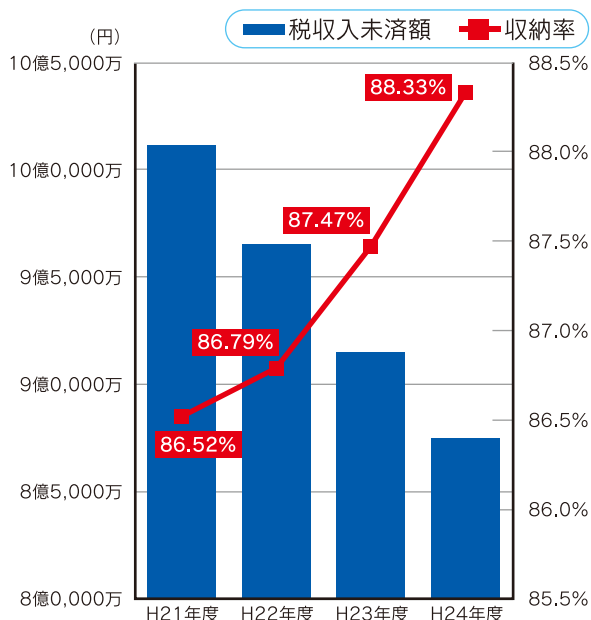
市税の滞納状況と滞納をなくすための取組み

小郡市の市税や国民健康保険税などの税収入未済額(当該年度に納入されず、翌年度に収入を繰り越す金額)は年々減少してきており、それに伴い収納率は向上してきています。しかし、それでもなお平成24年度末時点で税収入未済額が8億円以上残っているのが現状です。

●税収入未済額

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
市 県 民 税	2億4,063万円	2億1,383万円	1億9,871万円	1億8,303万円
固 定 資 産 税	2億6,228万円	2億6,083万円	2億5,574万円	2億3,872万円
軽 自 動 車 税	1,741万円	1,675万円	1,493万円	1,431万円
国民健康保険税	4億9,166万円	4億7,458万円	4億4,636万円	4億3,968万円
合 計	10億1,198万円	9億6,599万円	9億1,573万円	8億7,574万円

税収入未済額と収納率の推移



積極的な差押えを実施しています

●市税滞納処分件数

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
不動産	76件	33件	37件	45件
債 権	112件	141件	234件	234件
その他	0件	0件	0件	2件
合 計	188件	174件	271件	281件

税金の滞納は、市民サービスの低下につながります。今後も小郡市では差押えをはじめとする滞納処分の取組みを進めていきます。

12月は県下一斉徴収強化月間

小郡市では、福岡県および県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、11月～12月にかけて県下一斉徴収強化の取組みを行います。特に12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押え・搜索等の滞納処分の強化、合同公売会などさまざまな徴収対策に取り組みます。この機会に、納め忘れの税金がないか確認しましょう。なお、納税に関する問合せ先は、県税や市税など税金の種類に応じて市町村または県税事務所の収納窓口となりますので、必ず納税通知書等によりご確認ください。



税にまつわる Q&A

Q ローンの支払いがあり、税金が払えない

税金は、地方税法で「税金はすべての債権に先だって徴収する」と定められており、**借金よりも優先して支払わなければなりません。**

Q 財産を勝手に調べるのはプライバシーの侵害では？

税金を滞納すると、**地方税法に基づき、全ての財産に対する調査権限が発生します。**また、調査対象となった勤務先や取引先・金融機関などは、財産調査について協力の義務が生じます。

こうした調査は個人情報保護法に抵触せず、たとえ勝手に許可無く財産を調べられてもプライバシーの侵害にはなりません。

Q 納期限を少ししか過ぎずに納付したのに、督促状が届いたのはなぜ？

納付の情報が金融機関から市に届くのに**1～2週間ほどかかるため、督促状が行き違いになって発送されることがあります。**督促状の発送は、できるだけ直近の納付を確認したうえで行っていますので、ご理解をお願いします。

Q 滞納を放置するとどうなりますか？

納期限を過ぎても納付がない場合、納期限から20日以内に督促状が発送され、それ以降は100円の督促手数料が請求されるほか、納付日に応じて延滞金が加算されます。

また、督促状を発送して10日以内に完納されない場合は、財産の差押えをしなければならないこととされています。

滞納が発生すると、滞納者のさまざまな財産を調査したうえで、差押えを執行することとなります。**差押えは事前の連絡や本人の同意は必要とされていません。ある日突然に預金や給与等の財産が差し押さえられる場合もあります。**

Q 納税相談は受け付けていますか

病気や失業など、特別の事情により税金を納めることができなくなる場合もあると思います。

特別の事情により、納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。連絡がないと個別の事情を市では把握できません。法令に基づき滞納処分を行うこととなります。

連絡後、生活状況などを聞き取ったうえで、納税の猶予などを行うことができます。ただし、虚偽の申し出や納付計画どおりに納付されない場合は、滞納処分を行います。

平成25年度久留米朝倉地区・県市町村合同公売会

● 問合せ先 収納課収納係 ☎72-2111内線132・133

県税事務所や久留米・朝倉地区の市町村が合同で差押物件の公売会を実施します。

● 日時 11月24日(日)／午前10時入札開始(開場 午前9時30分)

※10時から入札を開始し、1日に複数回実施

● 会場 『サンライズ杷木』朝倉市多目的施設・原鶴振興センター
(朝倉市杷木久喜宮1685) ☎0946-62-0212

● 出品物 美術品・家電品・日用品など

● 公売方法 入札

● 必要なもの 購入代金・本人確認書類(運転免許証など)・印鑑・委任状(代理人の場合)

※出品物の詳しい内容は、筑前町のホームページに県と市町村分の取りまとめたものを掲載しています

公売を行う目的

公売をする目的は、差押物件を売却し、滞納市税に充てること、そして「税金を滞納する」＝「差押→公売になる」と皆さんに理解してもらうことです。

市では今後、インターネットを利用した官公庁オークション(Yahoo!Japan、楽天)による公売も導入していく予定です。